



座間市

PRESS RELEASE プレスリリース

令和7年3月14日

事業・制度など

相模原市と「パートナーシップ宣誓制度に係る 自治体間連携に関する協定」を締結

このことについて、別紙の通り情報提供します。

問い合わせ先 総合政策部 人権・男女共同参画課 人権・男女共同参画係

TEL 046 (252) 8087 FAX 046 (252) 0220



座間市 総合政策部 秘書広報課 広報係

〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話 046(252)8321 FAX 046(255)5090

相模原市と「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結

～パートナーシップ宣誓制度利用者の負担を軽減～

座間市と相模原市は、本日、「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結しました。協定締結により、同制度利用者の住所異動に伴う手続きを簡素化し、負担軽減を図ります。

パートナーシップ宣誓制度は、同性カップルや事実婚の方など、法律上の婚姻をすることが難しい2人が、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓し、行政が公的に認める制度です。本市は令和4年10月から運用を開始し、これまで7組の申請がありました。

1 協定名

パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定

2 連携の開始日

令和7年4月1日（火）

3 協定締結の利点

- ・住所異動をする際、転出元の自治体での手続きが不要となります。
- ・転入先の自治体の手続きについて、座間市の場合は、戸籍抄本等の提出が不要となり、宣誓日も引き継がれます。

※転入先の自治体の宣誓要件を満たさない場合、自治体間連携を利用できません。

4 連携の基本事務フロー（相模原市から座間市に転入する場合）

